

役員等の報酬並びに費用に関する規則

（目的及び意義）

第1条 この規則は、公益社団法人日本小児科学会（以下「この法人」という。）定款第19条及び第36条の規定に基づき、役員及び代議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、代議員と併せて役員等という。
- （2）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等は原則として支給せず、無報酬とする。

（費用）

第4条 役員等には、理事会及び代議員会等の出席に要する交通費として、原則として勤務地もしくは出発地から用務地までの通常経路のうち最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費を支給することができる。但し、特別の事情により止むを得ない場合は、実際の経路により支給する。

2 交通費は路程に応じ、別に定める「旅費規程」に準じて旅客運賃等の実費を支給する。

（公表）

第5条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記から施行する。

2 この規則は、令和 7 年 4 月 19 日から施行する。